

支 援 費 制 度 関 係 資 料

平成15年6月2日（月）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

目 次

1	支援費制度施行後の状況について	1
2	支援費制度円滑施行のための留意事項について	1
3	今後の取組みについて	2
4	ホームヘルプサービスの国庫補助基準の性格について	3
5	その他	3

1 支援費制度施行後の状況について

平成15年4月1日から施行された支援費制度の実施状況について、都道府県、指定都市及び中核市にご協力をいただき、支給決定の状況及び事業者指定の状況に関する調査を行い、過日その結果をお知らせしたところであるが、その後、自治体から報告のあったものを加えた更新版を添付したので参考とされたい。

2 支援費制度円滑施行のための留意事項について

(1) 制度の広報・啓発

支援費制度が利用者本位のサービス提供を基本としている趣旨から、制度施行の準備段階より、各市町村において、利用希望者に対する制度の周知、申請勧奨等について積極的に行うことを求めてきたところである。

制度施行後においても、特に、これまでサービスを受けていた者のみならず、新たにサービスの利用を希望する者にも、情報が十分行き渡るよう、市町村の広報誌等による広報のみならず、身体障害者相談員等の活用を図るなど、様々な手段により本制度の周知を図るとともに、利用申請についての働きかけを積極的に行うよう、管内市町村に対し助言等を行っていただきたい。

(2) サービス基盤の整備（事業者の参入促進）

支援費制度において、利用者が自らサービスを選択して利用するという趣旨を十分に生かすためには、選択が可能となる事業者を確保することが重要であり、これまでも各事業所に対し、支援費制度の事業所として指定を受けていくよう積極的に働きかけを行っていただきたい旨、お願いをしてきたところである。

4月に、各都道府県等にご協力をいただいた「支援費制度施行状況等の調査（速報版）」の事業者指定の状況を見ると、制度移行に伴い、居宅介護等を行う事業者の参入が促進されたと考えている。

今後も、制度の円滑施行のためには、各種サービスが受けられるよう事業者の参入促進への働きかけも含めたサービス基盤の整備を図っていくことが重要である。

引き続き、各都道府県及び市町村においては、地域のニーズを踏まえた計画的な整備を進められたい。

(3) サービス利用に係るあっせん・調整、要請

支援費制度においては、介護保険制度と異なり、市町村は、障害者又は障害児の保護者等の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整を行うとともに、必要に応じてサービス提供事業者に対し障害者又は障害児の保護者等の利用の要請を行わなければならないものである。

市町村の窓口においては、こうしたあっせん・調整、要請が相談及び指定事業者の情報提供とあいまって行われることになる。

また、都道府県は、市町村が行うあっせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整等を行うことが必要であり、その際、更生相談所が都道府県の機関としてこのような役割を担うことも考えられる。

したがって、各都道府県及び市町村においては、これまでも増して、サービス利用希望者が適切な情報を得て、必要とするサービスを受けることができるよう努められたい。

(4) 障害程度区分の決定

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の支給決定の際に障害の程度に係る区分を定め、施設訓練等支援費の額について当該区分に応じた差異を設けるものであり、各施設支援毎（入所・通所別）に3区分設定するものである。

障害程度区分の決定に関しては、市町村が、各施設支援ごとに設定したチェック項目（支援の態様や支援を要する頻度等に関する選択肢）について、申請者等に対して聴き取りを行い決定していくものであるが、省令や告示に定めるほか、具体的な判断基準に関しては、「支援費支給決定について」（平成15年3月28日障発第0328020号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「障害程度区分判断基準Q&A集」を参考に、市町村ごとに不合理な格差が生じないよう的確に実施するよう努められたい。

国としても、支援費制度施行事務円滑化等支援事業において、市町村が障害程度区分の円滑な決定のために専門職を交えて会議を開催する場合の経費について補助の対象とする等の支援を行うこととしており、それらの事業の活用も図られたい。

なお、都道府県等においては、特に専門的な知見が必要であると市町村が認める場合は、更生相談所に意見を求めることとされており、意見を求められた更生相談所は、医学的、心理学的及び職能的判定を行って、それらの観点から、市町村に意見を送付することとなっているため、引き続きご配慮願いたい。

3 今後の取組みについて

(1) 実施状況の把握への協力

支援費制度施行後の実施状況や市町村域ごとのサービス提供体制等については、国としても、今後の支援費制度の円滑実施等、各種取組みを検討する上で重要であると考えており、その状況把握等について、引き続きご協力をお願いしたい。

(2) 定点市町村推薦についての協力

支援費制度の実施主体は、市町村等であり、日頃制度を運用する上での課題や先進的な取組み、各種の情報等を把握することは、今後、支援費制度を円滑に実施する上で重要と考えている。

そのため、各都道府県管内の一定の数の市町村等と継続的に情報交換や意見交換等を行うための機会を設ける予定としている。

併せて、それらの結果を広く関係者へ情報提供していきたいと考えている。

については、都道府県におかれては、別途、管内の市町村等の推薦等をお願いすることとしているので、ご協力願いたい。

4 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）の国庫補助基準の性格について

本年4月から施行された支援費制度は、契約によってサービスを利用する仕組みであり、利用が促進される要素等もあるという面がある一方、現にホームヘルプサービスの利用実態には地域によって大きなばらつきがあることから、ホームヘルプ事業の補助金については、適正な執行管理とともに、全国的にみて、より公平、公正に補助金を配分できる基準を設定する必要があると考えており、先般、国庫補助基準の概要（案）を策定したところである。

本基準の性格については、あくまで市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人の支給量の上限を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものでもないことに留意いただきたい。

5 その他

(1) 相互利用制度について

- ・「支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度について」（部長通知案）・・・・・・・・・・（別添1）
- ・「支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度の取扱いについて」（課長通知案）・・・・・・・・・・（別添2）
- ・「支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度」に係る会計処理の取扱いについて（事務連絡案）・・・・（別添3）
- ・「支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るデイサービス、短期入所及びグループホームの相互利用制度等について」（部長通知案）
・・・・・・・・（別添4）

(2) 児童デイサービスに係る取扱いについて

- ・「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」（部長通知案）
・・・・・・・・（別添5）
- ・「児童福祉法第21条の25第1項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」（部長通知案）・・（別添6）

(3) 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について

・・・・・・・・（別添7）

(参考資料)

支援費制度施行状況等の調査結果 (更新版)

支給決定の状況

(単位:人)

	居宅				施設			合計
	身障	知的	児童	計	身障	知的	計	
支給決定者数	79,193	63,914	42,411	(191,762) 185,518	44,473	154,645	(204,935) 199,118	(396,697) 384,636

* 上段()書きは、障害種別の内訳を把握していない都道府県等の支給決定者数も含めた数である。

有効回答(居宅)44/47都道府県 47/48指定都市・中核市

有効回答(施設)44/47都道府県 48/48指定都市・中核市

事業者指定の状況

(事業所数)

	身体障害者	知的障害者	児童
居宅介護	(5,809) 7,416	(4,386) 5,751	(3,752) 5,100
デイサービス	(257) 991	(51) 542	(14) 556
短期入所	(292) 956	(75) 2,413	(36) 1,649
グループホーム		3,218	

* 上段()書きは、現在、都道府県等において把握している介護保険の指定を併せて受けている事業所数を再掲。

有効回答47/47都道府県 48/48指定都市・中核市

(参考)

基準該当居宅支援サービスの状況 (平成15年2月17日調査)

(事業所数)

	身体障害者	知的障害者	児童
居宅介護	653	421	308
デイサービス	212	118	114
合計	865	539	422

○支給決定の状況(都道府県・指定都市・中核市別;平成15年4月1日現在)

	居宅				施設			合計
	身障	知的	児童	計	身障	知的	計	
1 北海道	2,065	2,038	2,890	6,993	2,332	9,140	11,472	18,465
2 青森県	1,144	540	600	2,284	968	2,726	3,694	5,978
3 岩手県	1,050	1,100	519	2,669	1,058	2,512	3,570	6,239
4 宮城県	424	889	445	1,758	444	2,031	2,475	4,233
5 秋田県	297	257	161	715	548	2,091	2,639	3,354
6 山形県	503	356	277	1,136	613	1,967	2,580	3,716
7 福島県	529	309	294	1,132	473	1,652	2,125	3,257
8 茨城県	1,527	1,294	1,414	4,235	975	3,138	4,113	8,348
9 栃木県	1,381	990	1,739	4,110	630	2,780	3,410	7,520
10 群馬県	719	456	333	1,508	831	3,018	3,849	5,357
11 埼玉県	2,300	1,038	800	4,138	1,264	5,592	6,856	10,994
12 千葉県	1,657	1,211	1,258	4,126	1,142	4,446	5,588	9,714
13 東京都	9,589	5,669	2,243	17,501	2,474	12,721	15,195	32,696
14 神奈川県	1,708	2,225	1,366	5,299	620	3,591	4,211	9,510
15 新潟県	1,024	633	550	2,207	691	2,731	3,422	5,629
16 富山県	276	196	185	657	349	1,050	1,399	2,056
17 石川県	461	322	168	951	507	1,179	1,686	2,637
18 福井県	246	298	320	864	569	1,686	2,255	3,119
19 山梨県	420	321	368	1,109	458	1,143	1,601	2,710
20 長野県	935	542	385	1,862	752	2,361	3,113	4,975
21 岐阜県	675	890	1,160	2,725	468	2,411	2,879	5,604
22 静岡県	746	665	669	2,080	794	2,708	3,502	5,582
23 愛知県	1,792	2,170	1,364	5,326	987	3,967	4,954	10,280
24 三重県	1,233	930	579	2,742	665	1,908	2,573	5,315
25 滋賀県	819	1,619	1,440	3,878	471	1,864	2,335	6,213
26 京都府	1,332	987	769	3,088	430	2,107	2,537	5,625
27 大阪府	6,911	7,001	2,218	16,130	1,250	5,576	6,826	22,956
28 兵庫県	-	-	-	6,244	-	-	5,817	12,061
29 奈良県	418	504	454	1,376	329	1,196	1,525	2,901
30 和歌山県	303	270	334	907	256	1,078	1,334	2,241
31 鳥取県	507	302	282	1,091	479	1,183	1,662	2,753
32 島根県	513	539	482	1,534	474	1,740	2,214	3,748
33 岡山県	420	476	332	1,228	494	1,541	2,035	3,263
34 広島県	844	995	599	2,438	813	1,996	2,809	5,247
35 山口県	-	-	-	-	-	-	-	-
36 徳島県	665	537	460	1,662	452	1,660	2,112	3,774
37 香川県	755	324	411	1,490	600	1,072	1,672	3,162
38 愛媛県	807	497	529	1,833	476	1,629	2,105	3,938
39 高知県	281	272	59	612	430	992	1,422	2,034
40 福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-
41 佐賀県	444	227	325	996	519	1,629	2,148	3,144
42 長崎県	588	536	461	1,585	788	2,248	3,036	4,621
43 熊本県	774	542	665	1,981	1,001	2,211	3,212	5,193
44 大分県	617	422	315	1,354	560	1,707	2,267	3,621
45 宮崎県	729	464	386	1,579	694	1,340	2,034	3,613
46 鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-
47 沖縄県	912	261	328	1,501	903	2,143	3,046	4,547
都道府県計	51,340	42,114	30,936	(130,634) 124,390	32,031	113,461	(151,309) 145,492	(281,943) 269,882

* 計欄の上段()書きは、障害種別の内訳を把握していない都道府県等の支給決定者数も含めた数である。

* 山口県・福岡県・鹿児島県における支給決定の状況については、現在、各県において調査中である。

	居宅				施設			合計
	身障	知的	児童	計	身障	知的	計	
48 札幌市	1,812	1,715	1,286	4,813	794	2,811	3,605	8,418
49 仙台市	650	837	627	2,114	339	1,197	1,536	3,650
50 さいたま市	399	326	195	920	214	848	1,062	1,982
51 千葉市	432	359	413	1,204	300	836	1,136	2,340
52 横浜市	-	-	-	-	583	3,479	4,062	4,062
53 川崎市	780	1,175	169	2,124	192	1,062	1,254	3,378
54 名古屋市	1,459	1,524	771	3,754	734	2,253	2,987	6,741
55 京都市	1,259	908	327	2,494	531	1,732	2,263	4,757
56 大阪市	6,141	4,065	508	10,714	662	2,617	3,279	13,993
57 神戸市	1,097	659	97	1,853	723	2,125	2,848	4,701
58 広島市	517	745	400	1,662	378	1,012	1,390	3,052
59 北九州市	669	364	310	1,343	661	1,776	2,437	3,780
60 福岡市	973	429	348	1,750	445	1,508	1,953	3,703
指定都市計	16,188	13,106	5,451	(34,745) 34,745	6,556	23,256	(29,812) 29,812	(64,557) 64,557
61 旭川市	219	307	266	792	299	854	1,153	1,945
62 秋田市	137	98	37	272	192	492	684	956
63 郡山市	224	122	91	437	74	244	318	755
64 いわき市	191	119	55	365	96	435	531	896
65 宇都宮市	327	215	249	791	148	496	644	1,435
66 川越市	183	106	33	322	109	338	447	769
67 船橋市	352	241	208	801	124	536	660	1,461
68 横須賀市	267	237	77	581	132	550	682	1,263
69 相模原市	322	528	195	1,045	90	575	665	1,710
70 新潟市	438	221	114	773	123	585	708	1,481
71 富山市	113	115	137	365	136	340	476	841
72 金沢市	426	174	219	819	190	623	813	1,632
73 長野市	226	113	109	448	156	420	576	1,024
74 岐阜市	499	327	194	1,020	130	540	670	1,690
75 静岡市	585	471	270	1,326	302	626	928	2,254
76 浜松市	170	90	72	332	202	505	707	1,039
77 豊橋市	139	286	193	618	122	335	457	1,075
78 豊田市	205	168	50	423	85	239	324	747
79 岡崎市	339	270	181	790	101	414	515	1,305
80 堺市	1,011	944	356	2,311	210	992	1,202	3,513
81 高槻市	364	429	256	1,049	99	481	580	1,629
82 姫路市	296	149	129	574	195	630	825	1,399
83 奈良市	150	194	112	456	86	336	422	878
84 和歌山市	443	157	165	765	170	500	670	1,435
85 岡山市	749	389	327	1,465	258	696	954	2,419
86 倉敷市	281	237	234	752	174	509	683	1,435
87 福山市	226	401	268	895	146	401	547	1,442
88 高松市	209	69	130	408	196	319	515	923
89 松山市	533	224	257	1,014	132	429	561	1,575
90 高知市	410	120	83	613	208	386	594	1,207
91 長崎市	239	284	112	635	205	667	872	1,507
92 熊本市	386	174	169	729	279	891	1,170	1,899
93 大分市	279	184	192	655	174	499	673	1,328
94 宮崎市	304	160	149	613	171	314	485	1,098
95 鹿児島市	423	371	335	1,129	372	731	1,103	2,232
中核市計	11,665	8,694	6,024	26,383	5,886	17,928	23,814	50,197
合計	79,193	63,914	42,411	(191,762) 185,518	44,473	154,645	(204,935) 199,118	(396,697) 384,636

* 計欄の上段()書きは、障害種別の内訳を把握していない都道府県等の支給決定者数も含めた数である。

* 横浜市(居宅のみ)における支給決定の状況については、現在、市において調査中である。

○事業者指定の状況(都道府県・指定都市・中核市別;平成15年4月1日現在)

	身体障害者			知的障害者				児童		
	居宅介護	デイサービス	短期入所	居宅介護	デイサービス	短期入所	グループホーム	居宅介護	デイサービス	短期入所
1 北海道	245	21	44	191	14	114	293	175	56	55
2 青森県	84	17	19	47	4	55	42	28	5	27
3 岩手県	83	24	18	62	10	41	94	56	11	31
4 宮城県	63	6	11	47	6	37	73	44	7	27
5 秋田県	78	3	13	69	1	31	35	67	4	23
6 山形県	50	9	11	33	4	26	28	20	8	17
7 福島県	72	12	1	60	5	29	19	47	7	15
8 茨城県	126	31	23	107	20	49	28	96	20	44
9 栃木県	72	14	21	53	11	54	55	52	16	51
10 群馬県	116	5	14	89	3	51	37	73	9	45
11 埼玉県	250	33	18	218	4	67	51	206	18	26
12 千葉県	147	20	17	114	7	74	31	115	14	67
13 東京都	801	54	15	645	28	62	234	639	23	33
14 神奈川県	128	22	12	89	23	50	110	73	13	4
15 新潟県	110	11	33	88	6	62	34	77	8	59
16 富山県	40	5	8	29	4	30	6	22	1	27
17 石川県	45	6	6	33	6	23	25	28	5	13
18 福井県	51	8	7	44	4	16	31	41	6	25
19 山梨県	75	5	10	55	3	31	25	51	2	24
20 長野県	139	13	12	116	3	42	35	107	9	19
21 岐阜県	74	26	17	57	8	33	32	55	25	29
22 静岡県	94	16	20	71	16	60	40	56	9	29
23 愛知県	141	34	30	126	8	74	72	119	17	47
24 三重県	109	36	15	96	18	41	36	81	6	31
25 滋賀県	77	6	5	54	9	26	44	48	16	20
26 京都府	60	8	13	50	6	43	31	46	14	21
27 大阪府	314	61	50	245	24	69	244	197	11	37
28 兵庫県	188	23	36	153	4	55	21	145	13	42
29 奈良県	74	12	3	55	17	20	23	41	8	13
30 和歌山県	90	13	8	74	5	18	25	61	9	11
31 鳥取県	63	11	18	52	6	23	17	38	6	21
32 島根県	95	10	17	77	9	33	41	57	5	22
33 岡山県	84	5	17	63	5	31	36	58	7	15
34 広島県	124	14	26	105	10	44	45	95	5	34
35 山口県	140	17	28	105	8	52	29	86	3	44
36 徳島県	76	10	10	59	1	23	35	49	1	20
37 香川県	65	5	7	56	1	13	7	54	3	5
38 愛媛県	69	9	9	58	5	23	8	51	9	18
39 高知県	43	6	9	31	0	18	41	25	0	10
40 福岡県	229	31	32	200	12	107	34	197	12	75
41 佐賀県	68	8	6	42	2	25	25	26	5	21
42 長崎県	114	28	14	98	13	42	95	63	12	18
43 熊本県	118	8	19	82	10	50	49	75	10	38
44 大分県	121	9	17	93	3	35	37	80	8	26
45 宮崎県	83	9	12	65	2	29	32	59	6	23
46 鹿児島県	145	25	21	96	10	46	53	69	17	35
47 沖縄県	80	12	13	56	6	30	25	54	9	15
都道府県計	(4,718) 5,713	(235) 771	(248) 785	(3,672) 4,508	(46) 384	(68) 2,007	2,463	(3,087) 4,002	(12) 488	(30) 1,352

* 計欄の上段()書きは、現在、各都道府県等において把握している介護保険の指定を併せて受けている事業所数を再掲。

* 高知県の知的障害者デイサービス及び児童デイサービスについては、基準該当事業所において実施している。

	身体障害者			知的障害者				児童		
	居宅介護	デイサービス	短期入所	居宅介護	デイサービス	短期入所	グループホーム	居宅介護	デイサービス	短期入所
48 札幌市	78	10	8	55	1	20	51	57	4	15
49 仙台市	56	3	8	43	3	13	41	43	8	12
50 さいたま市										
51 千葉市	25	4	9	15	4	12	3	13	0	15
52 横浜市	176	6	4	130	13	28	127	91	0	13
53 川崎市	50	13	2	37	16	7	48	30	0	3
54 名古屋市	73	9	4	64	1	15	62	62	4	11
55 京都市	53	9	2	40	9	5	15	37	3	6
56 大阪市	234	37	6	197	28	33	78	166	5	13
57 神戸市	90	13	12	67	11	15	23	70	1	5
58 広島市	94	5	12	53	7	20	11	57	2	13
59 北九州市	110	11	8	90	3	8	20	60	0	5
60 福岡市	40	7	2	29	3	10	11	30	0	8
指定都市計	(566) 1,079	(9) 127	(13) 77	(403) 820	(2) 99	(4) 186	490	(370) 716	(1) 27	(5) 119
61 旭川市	9	3	3	4	1	10	18	4	3	5
62 秋田市	18	1	3	9	2	7	3	8	0	7
63 郡山市	12	2	1	9	1	2	5	8	0	4
64 いわき市	20	2	4	14	2	8	15	12	2	7
65 宇都宮市	14	4	4	9	3	13	8	3	0	10
66 川越市										
67 船橋市										
68 横須賀市	8	2	1	6	3	7	7	6	0	1
69 相模原市										
70 新潟市	7	1	2	8	1	11	5	8	0	9
71 富山市	8	1	1	6	1	4	3	5	1	2
72 金沢市	24	5	4	13	1	12	15	12	1	11
73 長野市	10	2	2	9	1	7	3	9	2	4
74 岐阜市	12	5	3	11	2	6	8	11	0	7
75 静岡市	14	4	3	14	0	5	2	13	0	4
76 浜松市	18	1	1	9	0	5	2	9	0	2
77 豊橋市	6	2	2	5	1	8	12	3	2	5
78 豊田市	13	2	1	10	2	2	1	11	0	2
79 岡崎市										
80 堺市	81	3	5	61	3	5	16	54	1	4
81 高槻市										
82 姫路市	13	3	3	11	2	3	1	11	2	3
83 奈良市	30	6	2	15	3	8	5	13	1	8
84 和歌山市	46	2	7	36	2	3	2	36	1	4
85 岡山市	21	11	2	18	5	21	24	15	7	11
86 倉敷市	29	5	4	21	3	6	15	21	3	6
87 福山市	16	4	2	16	2	4	5	16	1	4
88 高松市	17	1	3	11	0	2	2	11	1	3
89 松山市	25	5	4	16	5	6	25	15	2	7
90 高知市	32	3	3	14	0	4	14	11	1	3
91 長崎市	28	1	4	15	3	10	6	13	1	5
92 熊本市	18	3	2	12	3	8	7	12	2	8
93 大分市	37	3	10	24	3	9	12	18	2	9
94 宮崎市	13	2	3	7	2	9	13	6	1	9
95 鹿児島市	25	4	5	10	2	15	11	8	4	14
中核市計	(525) 624	(13) 93	(31) 94	(311) 423	(3) 59	(3) 220	265	(295) 382	(1) 41	(1) 178
合計	(5,809) 7,416	(257) 991	(292) 956	(4,386) 5,751	(51) 542	(75) 2,413	3,218	(3,752) 5,100	(14) 556	(36) 1,649

* 計欄の上段()書きは、現在、各都道府県等において把握している介護保険の指定を併せて受けている事業所数を再掲。

* 平成15年4月1日より新たに指定都市・中核市となったさいたま市・川越市・船橋市・相模原市・岡崎市・高槻市については、平成15年3月31日までの事業者指定業務は都道府県において行っており、事業者指定件数は0件となっているため斜線で表記している。